

目次

第3章 文化と持続可能な発展

はじめに.....	106
3-1 クール・ジャパンの過去・現在・未来.....	107
(1) クール・ジャパンの時代.....	107
(2) クール・ジャパンの歴史的背景.....	107
(3) 日本における文化政策の未来.....	108
3-2 文学作品の解釈とAI.....	110
(1) 「読解力」とAI.....	110
(2) 小説解釈の“協業”の可能性.....	110
(3) 曖昧さ、多義性の尊重.....	111
3-3 言語の多様性と情報化社会.....	112
(1) 「文字に書かれる言語」と「文字に書かれない言語」.....	112
(2) 言語の多様性が必要な理由.....	112
(3) 多様な言語が自由に使える社会の実現へ向けて.....	113
3-4 新たな世界を感じとる力としての芸術.....	115
(1) 芸術による価値創造と多様性.....	115
(2) デザイン思考とウェルビーイング.....	116
(3) SDGsと創造性.....	116
3-5 博物館・文化財の未来.....	118
(1) 第二次世界大戦後の博物館・文化財制度の成立と博物館等施設の建設ラッシュ.....	118
(2) 博物館等施設の法制度上、および運営上の現状と課題.....	119
(3) 第25回 ICOM 京都大会 2019 以後の展望 —2030 年にむけての日本の貢献.....	120
3-6 歴史資料・公文書の保全.....	121
(1) 日本史学の特徴.....	121
(2) 戦後の歴史資料保存運動.....	121
(3) 世界のアーカイブズに学ぶ.....	121
(4) 現状と今後の課題——2030 年を見通して.....	122
3-7 スポーツ政策はどこに向かうべきか.....	124
(1) 戦後日本におけるスポーツ政策.....	124
(2) スポーツ基本法の意義と課題.....	124
(3) 生涯スポーツと競技スポーツ～スポーツ・フォア・オールに向けて.....	125
(4) スポーツに関わる EBPM.....	126

はじめに

SDGs に関してよく指摘されることに、文化や宗教的・精神的価値に関わる目標がないというものがあります。そういった価値に関わることについては共通の目標を設定することが難しく、SDGs を設定した国連の会議でも合意に至らなかったのです。

たとえば第 161 回(2019 年上半期)の直木賞候補は全員が女性、さらに受賞者は直木賞だけでなく芥川賞も女性でした。2000 年代に入ってから女性の候補者は目に見えて増えており、この先も伸び続けるかもしれません。しかしこの場合、2030 年には男女半々になるようにすべきでしょうか。ジェンダー平等は確かに大切ですが、男性作家が増えるよう、ことさらに若者に働きかけるというのはどこか不自然だと感じる人もいるでしょう。

よって、この章では、文化の中身について「こうあるべき」と論じるのではなく、現存の文化を多様なままにいかに保存し発展させるか、新たな文化の創造をいかに促進するかという、外側の制度について主に考えました。すなわち文化を持続可能にするためのしくみ作りです。では何のためにそうするのでしょいか。

それは人間の生活を物質面だけでなく精神面でも豊かにするためですが、といってもいわゆるイノベーション、経済発展のための技術革新と文化は無関係ではまったくありません。多様な発想のイノベーションを可能にするものの一つは文化的多様性です。文化的多様性は世界の諸地域の人々との交流によっても生まれますが、歴史的過去から取り出すこともできます。「アニメに代表されるクール・ジャパンを作り出したのは浮世絵の伝統だ」論は、学説としてはやや単純ですが、戦略的に過去の文化を使ってイノベーションを起こすこともできるでしょう。それでは、それがうまくいく場合とそうではない場合を分けるものは何でしょうか。

外国の例ですが、そこを突きとめようとして、オランダの西洋古典学分野の国立研究院が 2017 年にたちあげた「イノベーションの錨をおろす Anchoring Innovation」というリサーチ・アジェンダがあります。ある技術開発がイノベーションになる過程には、まず人々がそれを「新しい」と認識し、それを根づかせようとする人間的要因が関わってきます。「新しい」は相対的な概念であるため、新しいものと古いものを結びつける思考が鍵なのだ、古代ギリシャ・ローマ文化を専門とする人文学者たちが企業にインスピレーションを与えています。そのような試みによって、古典学という研究分野もまた持続可能になっています。

しかし、ここで注意したいのは、「持続」というのも実は一つの価値だということです。1 億 5000 万円で落札された瞬間にバラバラに裁断されたバンクシーのアートは、「持続させる」力がかかった時にストリート・アートの命は終わることを象徴しているかのようでした。人の価値観はそこまで多様だということに文化はしばしば気づかせてくれます。

(藤原 聖子 東京大学大学院人文社会系研究科教授)

3-1 クール・ジャパンの過去・現在・未来

(1) クール・ジャパンの時代

1980年代、ヨーロッパで日本のアニメが広く受容されるようになりました。その背景のひとつに、ヨーロッパにおける放送制度の大きな変化がありました。1980年前後、多くのヨーロッパ諸国は、それまでの公営放送中心のテレビ放送政策から民間放送の認可へと大きく転換しました。民放テレビの急激な発展・普及は、それに伴う放送ソフト不足を生じ、日本のアニメ番組が大量に輸入されるようになったのです。この時期、日本のアニメ番組制作会社は、制作番組の商業的価値を十分に認識せず、かなり安価で提供したことも、ヨーロッパでの日本のアニメ受容につながったといわれます。

もちろん安価であっただけでなく、コンテンツとしての内容の豊かさが、ヨーロッパ各地の若い世代を惹きつけたことは言うまでもありません。それまでのヨーロッパの少年少女向けのポピュラーカルチャーの多くは、子どもを「子ども扱い」する形で展開しており、ストーリーも勧善懲悪的で単純なものが多かったのです。これに比して、日本のアニメは、複雑なストーリーや奇想天外な展開のものも多く、キャラクター造形も巧みで、また独特のアニメ制作技術に裏打ちされた画像処理も際立っていました。その後、日本アニメのファンは、アジア地域やラテン・アメリカなどへと国際的に広がっていったのです。

その後、イタリア、フランスなどで日本のマンガの翻訳が積極的に行われるようになり、やがて、イギリスやドイツ、北欧などでも日本のマンガ・アニメ文化は急速に普及していきました。

同じ頃、アジアでも韓国や台湾などで日本マンガが翻訳され、幅広い人気を獲得するとともに、アジア地域では日本のポップミュージックやテレビドラマなどへの関心も広がっていったのです。⁷⁹

こうした日本のポピュラー文化の国際的な普及について、2002年、アメリカ合衆国のジャーナリストであるダグラス・マグレイが、“Japan’s Gross National Cool”をForeign Policy 130号に発表しました。イギリスのトニー・ブレア政権の国家戦略でもあった「クール・ブリタニア」をまねて日本のポピュラーカルチャーを「クール(かっこいい)」と位置づけ、いわゆるソフト・パワーとしての意味づけをしたのです。

(2) クール・ジャパンの歴史的背景

21世紀に入って以後「クール」と称される日本のポピュラーカルチャーの独自性について考えるためには、近現代日本におけるポピュラーカルチャーの歴史を振り返る必要があります。特に、大正期以後、少年・少女雑誌をはじめとする民間の文化産業によるポピュラーカルチャーの発展は、複雑なストーリー性や独特の表現を生み出してきました。教養主義的な童心主義に基づくハイカルチャー的な子ども文化の一方で、子ども向けの大衆文化もまた、想像力、物語性にあふれた作品を多数生み出してきました。

こうした子ども向けの大衆文化の発展が、戦争体制のなかで、一時期、偏った愛国主義や戦争賛美に利用されたことを見逃すことはできませんが、他方で、近現代の日本の子ども文化の発展の背景には、子ども文化を担う人たちのエネルギーや創造性があったこともきちんと見ておく必要があります。

⁷⁹ 『海外における日本のポピュラーカルチャー受容をめぐる研究』、大阪大学 21世紀 COEプログラム『インターフェイスの人文学』、「イメージとしての日本」研究プロジェクト報告書(プロジェクトリーダー:伊藤公雄)、2004年。

第二次世界大戦後も、ラジオ番組やテレビの普及などもあって、日本の豊かな子ども向け大衆文化は発展・継承されました。特に 1970 年代以後は、若者や女性を対象にする消費文化の深化と連動しつつ、日本のポピュラーカルチャーは、他国に例をみない成熟の段階をむかえました。しかし、近現代日本社会におけるこうしたポピュラーカルチャーの成熟は、市民社会の独自の努力によって形成されてきたものであって、政府の政策的関与はほとんどみられず、また、戦略的な産業育成の視点も不十分なものでしかありませんでした。

21 世紀に入ると、クール・ジャパンへの国際的注目のなかで、日本政府も積極的にポピュラーカルチャーに注目するようになります。2010 年には経済産業省に「クールジャパン室」が設置されます。さらに 2013 年には、官民ファンドとして「海外需要開拓支援機構(愛称:クールジャパン機構)」が設立されています。

太田伸之初代表取締役社長は、その著書『クールジャパンとは何か』の冒頭で、「政府のクールジャパン戦略」を、次のようにまとめています。「①日本ブームを創出し、②海外で稼ぐためのプラットフォームを構築し、③外国人を日本国内に呼び込んで消費をうながす」⁸⁰。ここから、クール・ジャパン戦略が、20 世紀末から国際的に広がったソフトパワー戦略の一貫としての「国家ブランディング」をめざすものであることがよくわかります。と同時に、この戦略が、ソフトコンテンツを含む日本ブランドの国外での需要拡大と海外からのインバウンド拡大を目指す、きわめて経済的な戦略であることも明らかだと思えます。

近年の海外からの観光客の急増や日本酒をはじめとした飲食品の海外での需要の広がりが、こうしたクール・ジャパン戦略の結果もたらされたことは評価していいと思います。

しかし、他方で、よく知られているように、この官民ファンドは巨大な赤字を生み出しました。報道によれば、2018 年段階での累積赤字は 179 億円といわれています⁸¹。

また、このクール・ジャパン戦略が、明らかに経済戦略を軸にしたものであり、ソフトパワー戦略としてきわめて重要な文化の創造と幅広い文化の享受という視座が十分ではない点にも注意をほらいたいと思います。収益のみを目的とせず、広く日本のポピュラーカルチャーを支える人材の養成や、ポピュラーカルチャーの学術的研究の拡充、アーカイブの充実、ポピュラーカルチャーを軸にした国際交流の推進など、ジャパン・クルールの裾野部分への支援が、もっと問われるべきだったと考えられます。

(3) 日本における文化政策の未来

21 世紀のはじめ国際的な政治・経済における中国の台頭に対応して、ヨーロッパ等の諸国の大学で、中国語・中国文化を学ぼうとする学生が急増したといわれます。しかし、この時期実施された日本のポピュラーカルチャーの海外受容研究の成果によれば、想定されていたよりも日本語・日本文化を希望する学生の減少はみられなかったと言われます。⁸²この時期、ヨーロッパ各地の日本語・日本文化担当の教員インタビューなどによれば、日本語・日本文化研究を学習することを希望する

⁸⁰ 太田伸之『クールジャパンとは何か』ディスカバー携書、2014 年、14 頁。

⁸¹ 『東京新聞』2019 年 10 月 30 日、朝刊など。

⁸² 『海外における日本のポピュラーカルチャー受容と日本研究の現在』大阪大学 21 世紀 COE プログラム『インターフェイスの人文学』、「イメージとしての〈日本〉」研究プロジェクト報告書(プロジェクトリーダー:金水敏)、2006 年。

学生の7～8割は、アニメなど日本のポピュラーカルチャーに刺激されて日本語・日本文化を希望しているということでした。同様の声は、ブラジルなど中南米でも聞かれました。2004年に実施された「ヨーロッパ日本学協会 EAJS」会員（2004年当時約600人、現在は、1500人を越える会員がいる）へのアンケートの分析などを通して、シニア世代にはほとんど存在していなかったポピュラーカルチャー研究を志す若い世代の増加がはっきりと確認されています⁸³。

こうした日本のポピュラーカルチャーとの接触を契機に、日本に関心をもつ層の裾野を広げ、日本文化の理解を促進することが、むしろ国家ブランディングという戦略にとって重要だったのではないのでしょうか。そのためにも、各国の日本語・日本文化を教育・研究する大学や研究機関への支援を含めた、日本文化の情報提供にさらに力を注ぐ必要があります。商業主義的視点からだけでなく、国際的なソフトパワーとしてのポピュラーカルチャーを通じた国際的文化交流が問われているのです。

クール・ジャパン戦略の今後の展開を考えると、複製技術の発展にも十分目配する必要があります。IT技術の発展は、市民レベルでの自前の文化創造を可能にさせています。クール・ジャパン戦略を発展させるために、こうした市民レベルでの文化創造や文化の享受の仕組みを発展させていく必要があります。また、こうした文化創造に職業的にたずさわる人たちへの待遇改善にも注意を払う必要があります。

ただし、「金を出すけど口も出す」形の管理統制は、文化創造には似つかわしくありません。ポピュラーカルチャーを含む幅広い文化の創造力の養成と市民的享受の拡充のためには、政策的には原則として「サポートバットノーコントロール」という視座が何よりも重要になるのです。

（伊藤 公雄 京都産業大学現代社会学部客員教授（ダイバーシティ推進室長兼任））

⁸³ 前掲報告書。

3-2 文学作品の解釈とAI

(1) 「読解力」とAI

国立情報学研究所が2011年に「ロボットは東大に入れるか」というプロジェクトを立ち上げ、独自にAIを開発しました。2015年には大学入試模試で偏差値57を越え、翌年にはセンター試験で高得点をあげるところまで到達したものの、結局東大の二次試験に合格するための「読解力」に問題のあることがあらためて明らかになったようです。その後このAIは精度を高め、2019年にはセンター試験の英語で九割を超える得点をあげるまでになったようですが、やはり最後の砦として残るのは国語をはじめとする「読解力」なのだといいます。逆説表現のニュアンス、背後の文脈を読み解く力を現在のAIに期待するのはやはり無理なのでしょう。いつの日か、記憶と検索を中心とする理論とは異なる原理が登場し、「読解力」を兼ね備えた人工知能が登場する日が訪れるのかもしれませんが、少なくとも当面は、価値観、美意識、倫理的な判断に関わる領域を推論の判断として条件付け、コンピュータに学習させるのは至難の業のようです。

AI俳句協会では、AIがもっとも不得手とする感性や感受性に挑戦し、俳句を作る試みを実践しています。イベントを行って俳人とAIが俳句を詠み合って判定したところ、かろうじて人間が“勝利”したとか。ただしこの場合も、言葉の組み合わせで一秒に何十句も句作するAIの作品の中から何を候補にするかを決めるのは人間であり、俳人の句と優劣を判定する審査員もまた人間であることに変わりはありません。しかし、だからAIには芸術がわからぬ、などということをごで言いたいのではなく、言葉の選択の候補をAIが示し、人間がそれを利用していく“共作”は、十分可能なのではないかと思うのです。

(2) 小説解釈の“協業”の可能性

たとえば日本の近代小説に関して言えば、大学のゼミでは主に夏目漱石の長編小説などを題材に、解釈のトレーニングをしています。小説(特に長編小説)の解釈を作っていく作業は、比喩的に言えば、系統の違う、数多くの積み木の部品が床に散乱していて、それらをできるだけ余さずに、いかに説得力のある解釈を構築できるか、というゲームのようなものだと思うのです。積み木で軍艦を作ってもよいし、お城を作ってもよい。ただたとえ何を作ったとしても、必ず何か魅力的な部品を使い残してしまうことになる。大学のゼミでレポーターの学生が作品解釈を実践する時、教員の役割は、こんなに多くの部品(小説の中の要素)が余っているのだから、軍艦ではなく、お城を作った方がよかったのではないかと?といった質問をすることにあります。正解はもとよりないし、何を作っても結局部品は余ってしまうわけですから、意地悪な質問であるにはちがいないのですが、こうした問い返しによって解釈は鍛えられ、また、小説に内在していた様々な可能性が浮き彫りにされてくることになるわけです。この場合、AIにあらかじめ、要素分けとその組み合わせの可能性を整理しておいてもらうことは可能なのではないでしょうか。あらかじめ軍艦しか作れない、と書いていても、AIの示すデータによってお城づくりの可能性に思い当たることがあるかもしれません。これによって解釈の可能性は広がり、逆に「評価」にかかわる人間の感性や価値観の比重もまた高まるわけですから、“協業”は十分に可能だと思うのです。

(3) 曖昧さ、多義性の尊重

「にごりえ」(明治二八年)は樋口一葉の代表作です。私娼のお力に入れ込んだ源七は財産を食いつぶし、やがては妻子までもが去っていってしまう。お力には朝之助という花も実もある客がついているのですが、ある朝、源七とお力は心中し、変わり果てた姿が発見される場所で作品は終わります。合意心中か、無理心中か、さまざまな解釈が併走し、学界では未だに定説がない。肝心の経緯は省略されているので、それをどう埋めるかによって当然解釈もちがってくるわけです。大学のゼミで取りあげると、ほぼ一対二の割合で無理心中説の方が多くようですが、空白の部分はどう補うかは、結局は論者の文学観、人生観に関わってくる領域でもあるので、まさか多数決で決めるわけにもいかないでしょう。古今東西、名作の誉れ高い文学作品は、多かれ少なかれこうした多義性をその命としています。論理的に究明すればいずれは解釈を一義化できるはずだ、という主張も、また、人間の情緒や価値観に関わる領域を AI に委ねるのはしよせん無理なのだ、という論議も、おそらくそのいずれにも問題がある。“協業”の役割分担を明確化することによって解釈の可能性はより広がり、多義性の持つ魅力もまた、より豊かなものになっていく、と考えてみたいのです。

恐ろしいのは曖昧なもの、整理しがたいものを暗黙のうちに忌避し、目先のわかりやすさに走ろうとする我々の先入観なのではないでしょうか。論理で割り切れないものを明らかにするためにこそ論理があるわけで、情緒、感性、倫理観に関わる領域にチャレンジしようとするからこそ、これを筋道だてて整理し、蓋然性の議論を活性化していく必要が生じることにもなる。とことんまで論理を駆使し、なおかつ解決のつかない曖昧さ、多義性を尊重していく精神こそが重要なのであり、その意味でも AI との“協業”の可能性を信じたいと思うのです。

(安藤 宏 東京大学大学院人文社会系研究科教授)

【参考文献】

新井起子『AI VS 教科書が読めない子供たち』東洋経済新報社、2018年

3-3 言語の多様性と情報化社会

(1) 「文字に書かれる言語」と「文字に書かれない言語」

情報技術の進展やグローバルな動きの中で、世界の言語を取り巻く状況は大きく変化しています。最も大きな変化は、「文字に書かれる言語」と「文字に書かれない言語」の差が広がったということです。

どうということかという、コンピュータや携帯電話などの情報システムでは、言語情報はすべて文字で処理されます(音声は一旦、文字に変換され処理されます)。そのため、各国は、独自に自国の言語をコンピュータで処理するための文字処理システムを開発してきました。日本語に関しては、1970年代に仮名漢字変換ソフトが開発され、日本語による情報発信が飛躍的に伸びました。しかし、国ごと・言語ごとに文字コードが異なっていたのでは、情報のグローバルな共有ができません。そこで、1980年代に世界中の文字を収録する文字コード規格であるユニコードが作られました。ここに至って、「文字に書かれる言語」はユニコードを使って発信すれば、世界のどこへでも情報を届けることができるようになりました。

一方、「文字に書かれない言語」は、コンピュータや携帯電話の情報システムに載せることができません。世界には「文字に書かれない言語」がたくさんあります。日本でいえば、アイヌ語や沖縄で話されている言語がそうです。各地で話されている言語・方言⁸⁴もそうです。最近では、日本語の文字コードを使ってこれらを表記することが増えてきましたが、まだ、それが普通になるところまではいっていません。また、聴覚に障害がある人が使う手話言語も「文字に書かれない言語」です。特に、聴覚に障害をもって生まれた子どもが母語として学ぶ日本手話は、日本語と構造をまったく異なる言語ですが、現在のところ、文字による表記法がありません。このような「文字に書かれない言語」は、限られた地域やコミュニティの中でのみ使われ、「文字に書かれる言語」に押される形で急速に衰退しつつあります⁸⁵。

(2) 言語の多様性が必要な理由

ユネスコ(国連教育科学文化機関)は、衰退が著しく、近いうちに消滅の可能性のある言語の保存と復興を訴えるために、1996年に“Atlas of the World’s Languages in Danger”(世界消滅危機言語地図)の第1版を、2009年に約2,500の言語のリストを付した第3版を公開しました⁸⁶。第3版のリストには、日本で使われている8つの言語—アイヌ語、八丈語、奄美語、国頭(くにがみ)語、沖

⁸⁴ 「言語」と「方言」の違いは、言語学的には、2つの言語の間に相互理解が成り立てば同じ言語のバリエーション、つまり「方言」、成り立たなければ別の「言語」という定義が行われる。しかし、これ以外に、政治、地理、歴史、社会、文化等、様々な要因が関わっており、両者を区別するのは極めて困難である(J. K. Chambers and P. Trudgill, *Dialectology* (Cambridge University Press, 1980)。)。ここでは地域のことばを「言語・方言」と呼び、両者を特に区別していない。

⁸⁵ 言語・文学委員会科学と日本語分科会が2017年に提出した提言「音声言語及び手話言語の多様性の保存・活用とそれのための環境整備」の中で、音声言語(文字に書かれない言語)及び聴覚に障害がある人が使う手話言語の現状と課題が詳しく述べられている。

⁸⁶ UNESCO Atlas of the World’s Languages in Danger (<http://www.unesco.org/languages-atlas/>、2020年1月10日閲覧) 2010年に書籍が出版され、オンラインでも公開されている (<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000187026>、2020年4月21日閲覧)。

縄語、宮古語、八重山語、与那国語—が入っています。このことは、日本社会に大きな衝撃を与えました。

ユネスコが消滅の危機に瀕している言語の保存と復興を訴えるのはなぜでしょうか。言語をコミュニケーションの道具として捉えるならば、世界の言語は一つである方が効率的です。しかし、言語の役割はそれだけではありません。テプファー国連環境計画事務局長の「固有の言語を持つ人たちの暮らしの中には、人間が自然と共存して暮らしていける知恵がしみこんでいる。その伝統、文化の継承を支えてきた言葉を失うことは、自然の貴重な教科書を失うことに等しい」(2001年、環境フォーラムでのこと)⁸⁷に象徴されるように、言語には、昔の伝統や文化の継承を支えるという役割があります。言語が消滅すれば、その土地の文化や伝統が継承されなくなり、消滅してしまいます。

また、言語は人間の認知活動の根幹をなしています。人は、言語によってあらゆることを理解しますが、教えられた文だけでなく、初めて聞いた文を理解し、無限の文を生み出す能力を持っています。しかも、文の構造や談話のルールは、言語によってさまざまです。人がどのようにして無限の文や談話を理解したり生み出したりするのか、その仕組みは、実はまだわかっていません。もし、言語の多様性が失われれば、その仕組みを解明するための経路のいくつかが失われてしまうことになるのです。

プラネタリーバウンダリー(地球の限界)の9つの指標の一つに「生物多様性の欠損」があります。「言語の多様性の消失」もこれと同じように、多様性が失われれば、人間生活の安全域のうちのある部分が失われると考えるべきなのではないでしょうか。

(3) 多様な言語が自由に使える社会の実現へ向けて

「文字に書かれる言語」も安泰とは言えません。前述のように、情報技術の進展により、多くの「文字に書かれる言語」が世界へ向けて情報発信する力を獲得しました。しかし、近年は、その中でも英語が最も高い情報発信力を持つ(より多くの人に読まれる)という状況になっています。そのような中で、英語以外の多様な言語を通じて世界や自分を認識し、思考し、表現することがどのような意義を持つのかをきちんと考える必要があります⁸⁸。

また、「文字に書かれない言語」、たとえばアイヌ語や沖縄の言語、各地の方言、手話言語も、今後、情報技術のさらなる進展により、広く伝達することが可能になると考えられます。これからの時代を、多様な言語で考え、考えたことを自由に発信し、だれもがそれを理解できるような社会にしていこうと、私たちに課せられた課題だと思えます。

(木部 暢子 人間文化研究機構国立国語研究所副所長・教授)

⁸⁷ Asahi Net <http://www.asahi-net.or.jp/~vb7y-td/kak3/1302221.htm> (2020年1月10日閲覧)

⁸⁸ 水村美苗『日本語が亡びるとき』(筑摩書房)はこのような問題を取り扱っている。

【参考文献】

鈴木孝夫『ことばと文化』岩波新書、1973年

水村美苗『日本語が亡びるとき』筑摩書房、2008年

宮岡伯人・山崎理編[編], 渡辺己・笹間史子[監訳]『消滅の危機に瀕した世界の言語ーことばと文化の多様性を守るために』明石書店、2002年

3-4 新たな世界を感じとる力としての芸術

(1) 芸術による価値創造と多様性

芸術のどのような分野にも、その時々々の社会で文化としての市場価値を生み出すもの消えるものの双方が混在します。新規性や革新を追求するものは先端に位置づけられますが、常に先端であり続けることは困難です。さらには、流行という現象もあります。表現を追究することは芸術の神髄ですが、芸術にも市場価値が存在し、たとえば美術の場合、日本の市場規模は 2000 億円とも 3000 億円とも言われていますが⁸⁹、国際市場は数兆円規模と考えられます。美術市場の中心が欧米からアジアに移っており、香港、上海、台北で大規模なアートフェアが開催されています。無名の作家による作品が、突如投資の対象となるケースもあります。端的に言えば、誰もが著名な芸術家となる機会が得られる時代です。芸術の価値はいったいどのように決まるのか、誰にもわからない問題です。美術に限らず、インターネット上の動画サイトで、誰もが動画を投稿できるようになったことで、特段の専門家でなくても多くの人々の支持を得ることで、価値を示すことができるようになりました。芸術の世界がどんどん開かれたものになっているという言い方ができるでしょう。

さらに、2019 年に生じた急激な新型コロナウイルス感染症の流行で、美術館等の文化施設が閉館し、アートフェアのようなイベントの開催においても、大勢の人々を集めるという形式を見直す必要に迫られました。状況に応じ、芸術もオンラインによる鑑賞の方法に工夫を凝らすなど、新たな体験価値を生み出す可能性があります。

一方で、消えゆく芸術を省みる必要にも迫られています。地球上には、人類の歴史をものごたるように実に様々な文化・芸術が存在しますが、世界の歴史の中で途絶えるものも数多く、その種類が急激に減っています。その中で、4 万 4000 年前のものともいわれていますが、インドネシアの洞窟で先史時代の壁画が見つかったことは衝撃でした。太古の人類の表現力の高さに感嘆するばかりで、誰一人その目的を知る者はいませんから、こうした壁画をめぐっては様々な憶測がなされています。日本においても、未発見の壁画や装飾品が残っている可能性があります。音楽やダンスなどは記録が残されていないものも数多いでしょう。これらを探し、再生したり、保存したりするために、新しい技術を活用することは、学術が果たすべき役割といえるでしょう。

また、新しい技術は新しい芸術を生み出しています。この 10 年で電子音楽や VR の技術は目覚ましく進みました。たとえば、音声合成システムは「初音ミク」という仮想的キャラクターとしてメディア展開しています。さらに、AI 技術によって亡き歌手(美空ひばり)の「あれから」が披露された際には、賛否両論に大きく分かれてきましたが、これから数十年かけていずればこうした技術が定着していくと思われ⁹⁰。実体を必要としなくなった芸術表現は、常に新しい在り方が探索され、様々な方法で拡がっていくと予想されます。刻々と失われていく古い芸術と人工的に作られる芸術の新しい様式の双方が、人々の多様な価値観を反映しつつ全体を成しています。その多様性と全体像をとらえる

⁸⁹ 「アート市場の活性化に向けて(2018, 04,17)

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikaigi/suishinkaigo2018/chusho/dai4/siryou7.pdf>
(2020.03.20)

⁹⁰ 森美術館特別企画「AI×美空ひばり」2019, 12, 13-2020, 02,02

ためには、未来を志向した芸術を包括する新たな枠組みが必要であるとともに、異分野の学術との有機的連携や融合が求められます。

(2) デザイン思考とウェルビーイング

2020年の東京オリンピックの延期が報じられましたが、前回の大会が日本において「デザイン」という概念を定着させた国家規模のイベントであったことを、再認識すべきでしょう。国家規模のイベントは、人々の意識を変え、文化や生活に強い影響を及ぼす社会変革のデザインと結びつけて考えることができます。そのため、1964年のオリンピックは戦後の復興という日本の課題に対する効果的な手段だったという見方もされています。デザインは、目的を含んだ手段の構想であることが特徴です。目的を外に置けば、工学で解決できることは少なくないのですが、目的を内包するとややこしくなります。目的が曖昧だと、目的に対する最適の過程が算出しにくくなり、単一解が求められません。「デザイン思考」は、目的の探索や形成に重きをおくことで社会ニーズを意識した新たな解決を構想しようという考え方を表しています。新たな価値を生むためにデザイン思考が有効だと多方面から支持されていますが、最近では、ニーズへの意識だけではなく構想における洞察力を重視した「アート思考」が注目されています。芸術鑑賞がそのセンスを磨くと期待されている所以です。

デザイン思考もアート思考も創造的な思考です。上述のオリンピックに代表される日本社会の改革は産業に牽引される価値観づくりであり、20年足らずで日本は国際的に展開する企業活動で社会復興を果たしたといえます。しかし、高度なものづくり技術に支えられた社会を成しましたが、市場で製品が受け入れられるとは限らず、社会的イノベーションにつながらないという壁がありました。創造的な思考を、特に経営者が求めたのは、その壁を越えるために必要だからだといえます。

デザイン思考やアート思考が創造的思考として重要なのは、それらが新たな市場をつくるというだけでなく、より豊かな社会といった社会の希求にも共鳴する意識や態度であるからです。シンシア・スミスによる「世界を変えるデザイン——ものづくりには夢がある」という本が2009年に日本で紹介されました。原題は「Design for the other 90%」で、デザイナーの仕事は世界中のたった10%の裕福な人々のためであってよいのか？という問いかけです。(2007年にアメリカのスミソニアン/クーパー・ヒューイット国立デザイン博物館で開催された「残りの90%のためのデザイン展」が元になっています)。これは、日本人にとっても、世界の「あるべき姿」に向かって自分ができることは何かという自問となりました。人間らしい共感や共鳴が、個人の行動を変容する動機となります。QoLやウェルビーイングの実現は、未来永劫の人類の課題ですが、ひとりひとりの生活や仕事で必ずしも身近な問題ではなかったでしょう。その距離をグンと縮め、誰もが持てる夢(目標)とすることは、メタレベルのデザイン思考だといえるでしょう。

(3) SDGsと創造性

世界を見渡すと、日本の誇る伝統文化や最新のテクノロジーを駆使した芸術もさることながら、サブカルチャーと目されていたコミックやアニメーションが各国で驚くほど普及しています。なぜそうなったのでしょうか。芸術教育の範疇から育ったものとは限りません。むしろ個人が「自由」に自分が表現したい何かを追い、共通の夢を持つ仲間が集うことでコミュニティが形成され、やがてはコミケ(コミックマーケット)という巨大産業まで起こすムーブメントに結実していったのではないかと思います。

作品を分析しても、社会の動向を読み取っても、10年後に何が生み出されどこで何が受け入れられているのか、正確に予測することは不可能でしょう。芸術およびデザインの未来展望においても同様なことが示唆されます。芸術やデザインのどのようなジャンルでも作品という成果物が重視されますが、それらが生まれてくる過程はさらに大きな意味を持つと考えられます。学術が注視すべきは、成果物(プロダクト)より過程(プロセス)ではないでしょうか。たとえば、「ものづくりの民主化」というキャッチフレーズで、Fab Lab(ファブラボ)が世界中に広がりました。ユーザー自らがものを作り出すことができる、誰もが自分の創造性を発揮できる、そんな社会を実現することは、大量生産と大量消費や大量廃棄の悪循環から解放されることを意味しています。未来を考えるために学術の対象とすべきは、人間の創造性そのものだといえるでしょう。創造性の研究においては、既成の価値観が与える影響への警鐘が報告されています⁹¹。変わったアイデアやユニークな考えを、専門家の経験から価値が無いなどと周囲が潰してしまわないで、芽生えさせようという、モチベーションを尊重した態度が必要です。人はみな「違うからこそ面白い」という観点から、デザイン思考のより上位の概念として上述の「アート思考」が広まろうとしています。教育においても、デジタル技術を組み入れるSTEM(科学・技術・工学・数学)が普及しましたが、さらに芸術を加えることで社会や文化への意識と個人のモチベーションを結び付けるSTEAMが、未来社会を創る教育と目されています。「共創」の態度を育て、SDGsが示す「誰ひとり取り残さない社会」づくりにつながると期待されます。

芸術やデザインは、個人の活動(創造性)であると同時に市場価値を生み、メタレベルでは文化・社会を牽引する働きがあります。科学技術とも密接な関係であり、未来を志向することで、これまで意識されてこなかった課題が探求され、社会全体の創造性が示されるのではないのでしょうか。

(永井 由佳里 北陸先端科学技術大学院大学 理事・副学長)

【参考文献】

シンシア スミス(著), 槌屋詩野(監修), 北村陽子(訳)『世界を変えるデザイン—ものづくりには夢がある』英治出版, 2009

クリス アンダーソン(著), 関美和(訳)『MAKERS 21世紀の産業革命が始まる』NHK出版, 2012

⁹¹ Kaufman, J.C., Beghetto, R. A. “Beyond Big and Little: The Four C Model of Creativity”, Review of General Psychology, 13(1), 2009.

3-5 博物館・文化財の未来

(1) 第二次世界大戦後の博物館・文化財制度の成立と博物館等施設の建設ラッシュ

① 近代化の装置としての博物館と「国宝」の概念の誕生

第二次大戦後の博物館(美術館を含む)と文化財について概観する前に、その前史に少し触れます。博物館もまた、明治政府が先進諸外国から取り入れ翻訳した名称であり近代国家をめざす日本にとって欠かせない新しい文化装置でした。江戸時代までは、諸外国で博物館が担う文化的機能—モノの収集・分類・鑑定・研究・展示公開・管理—を果たす組織も制度も建物もありませんでした。いうまでもなく、社寺の秘仏などの居開帳・出開帳や、江戸時代の本草学者らによる催事だった物産会・薬品会、そして植物園の前身の本草園が近代的な装置の基礎になりました。博物館法と並んで、博物館をめぐる法制度の中核をなす文化財保護法の前身は、明治初めの廃仏毀釈から古文化財を保護しようとした古器旧物保存の思想と制度化にありました。そして古器旧物の保存・公開の施設の建設が奨励されるとともに、「国宝」という日本的な文化財概念が誕生しました。明治4(1871)年には太政官に「大学」の名で集古館を建設するよう献言されています。ここまでは、明治以前の伝統の中で使われてきた言葉による古器旧物の保存・公開施設の建設を進める動きでした。しかし、殖産興業によって近代国家建設をめざす明治政府が万国博覧会への派遣や内国勸業博覧会の開催に熱を入れた結果、西欧に倣って、近代化の文化装置の博物館が誕生しました。

② 第二次大戦前・戦中の博物館の大衆化

博物館の大衆化は昭和の大戦前・戦中に「科学の大衆化」、「生活の科学化」のスローガンの下で広まった、博物館を科学の社会教育施設とする議論にみられます。文化装置である近代的な博物館は、西欧でも植民地・帝国主義やナショナリズムといういたく政治性を帯びたものでした。日本も、その例にもれず、国威発揚のための文化装置たる博物館の建設を推し進めました。満州国の国立中央博物館のように、大東亜共栄圏のプロパガンダ的な施設として博物館の設置が奨励されました。昭和18(1943)年に、それは文部省による大東亜博物館建設計画へと発展し、翌年その準備委員会が設置されましたが、敗戦により、計画は中止となりました。

③ 文化財保護法および博物館法の制定と博物館等施設の建設ラッシュ

昭和25(1950)年に文化財保護法が、その1年後に博物館法が制定されました。昭和24(1949)年の法隆寺金堂壁画の火災を機に、前者が文化財保護を急務に議員立法として、後者に先んじて制定されることにならなかったら、文化財保護法と博物館法を当初から一本化する途もありました。なお、昭和26年には、文化財保護法の下で新規の「国宝指定」が始まりました。結局、文化財保護法は現在の文化庁の所管となり、博物館法は文部科学省生涯学習政策局社会教育課が所管することになりました。この所管の違いは、両法のあいだに法制上の不整合性を残すとともに、次節で言及するように、制度的に歪んでいる登録博物館制度をはじめとする博物館法の改正にとり障碍となり続けました。

その後、戦後の高度経済成長期に公私立博物館・美術館および相当の文化施設が雨後の筍のように次々に誕生しました。公立館について言えば、戦後の「箱モノ」行政の一環といってよく、将来に立ちはだかる人事、予算、運営の問題を十分に見据えた建設事業であったとは言い難いです。

1960(昭和 35)年代には科学技術に関連した博物館、1970(昭和 45)年代には民俗資料・郷土資料館、1980(昭和 55)年代には企業博物館といったように、建設される博物館には時代による流行が見られます。こうして、1980 年代以降の公立博物館のワークショップや普及活動に重点を置く地域志向ブーム、各大学の歴史的、教育研究上の特性を活かした大学博物館の設置、1990(平成2)年代以降のサブカルチャーまで包摂する博物館・美術館の多様化、21 世紀のヴァーチャルミュージアムへと、それまでの博物館の定義には収まりきれない設置や運営形態の多様化が進みました。

平成 30 年度社会教育調査報告によると、登録博物館 914 館、博物館相当施設 372 館、博物館類似施設 4,452 館(日本博物館協会の平成 28 年度博物館園数統計によると 4,183 館に減少)を含め、5,738 館を誇ります。

(2) 博物館等施設の法制度上、および運営上の現状と課題

博物館等施設の建設ラッシュと著しい多様化に伴い、博物館の定義に始まり、その機能や理念の再確認と見直しが喫緊の課題となりました⁹²。

①博物館法改正による登録博物館、博物館相当施設および類似施設の新制度下での一本化

現行の博物館法において、国立博物館・美術館が登録博物館でなく、登録資格のない博物館相当施設であるのは、制度上のゆがみです。登録制度を抜本的に見直す法律改正を行い、現行法の登録博物館と博物館相当施設および類似施設を合わせて「博物館」とする新たな包括的な登録制度、あるいはそれに代わる制度を導入すべきです。そして、新制度では、すべての博物館相当施設や博物館類似施設が登録制度もしくはそれに代わる制度への申請資格を認められるようにすることです。

②博物館の水準を向上させる新制度設計と研究機能の充実

新制度では、多様な博物館の現状に鑑み、我が国のすべての博物館の自主的な運営改善を促し、博物館の水準の向上に資する制度設計となるようにすべきです。また、博物館の水準の維持向上のために、学芸員の職務内容を見直し、学芸員が業務の調査研究以外に、独創的な研究にも従事して博物館を通じて地域の活性化に貢献できることとし、一定水準以上の研究能力が認められる博物館には、研究機関指定の基準の柔軟化を図るべきです。

⁹² 以下、詳しくは日本学術会議史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会から発出した提言「21 世紀の博物館・美術館のあるべき姿―博物館法の改正へ向けて」(平成 29(2017)年 7 月)参照。この提言の発出後に、諸法律の改正や、文部科学省と文化庁の組織改編などがおこなわれている。まず、平成 29(2017)年の改正により文化芸術基本法に改称された同法の下で、博物館の社会的役割はより重要なものと位置づけられている。平成 30(2018)年の文化財保護法の改正は、こうした流れを受け、文化財の保存と活用の在り方を再整理した。一方、博物館の基本的な在り方を規定する博物館法については、平成 20(2008)年の改正において課題として残された登録制度や学芸員資格の在り方等については、依然として課題のままに残され、ますます多様化が進む博物館の現状との乖離が著しくなった。加えて、地方分権化が推進される中で、芸術文化政策を総合的に評価するのが益々困難となってきた。

一方、文化芸術基本法を踏まえた文部科学省設置法の改正により、平成 30(2018)年 10 月から文部科学省と文化庁の組織改編がおこなわれた。その結果、文部科学省内業務のうち博物館および芸術教育が文化庁(具体的には新設の企画調整課)に移管された。こうして、文化庁内で文化財保護法と博物館法の整合性を図り、文化芸術基本法のもとで両法の一元化の実現に向けて議論ができる素地は生まれた。

(3) 第 25 回 ICOM 京都大会 2019 以後の展望 —2030 年にむけての日本の貢献

令和元(2019)年 9 月に開催された ICOM(国際博物館会議)京都大会は、120 の国と地域から過去最多となる 4,590 名が参加しました。日本で初めての同大会のメインテーマは「文化をつなぐミュージアム Museums as Cultural Hubs」でした。大会の決議として日本から提案した『『文化的ハブとしてのミュージアム』理念の徹底』が採択されました。この理念の下で、博物館の定義や博物館の持続可能性、博物館と地域開発との関係等について議論を行うことによって、国家的、地理的な境界を超越できる博物館の機能を引きだそうというものでした。博物館を通して、人文科学と自然科学の相互補完的な関係を認識するという意味において、京都大会においては災害対策やアーカイブのような学際的なテーマを含んだ議論が行われました。大会を機に、「文化的ハブ」としての博物館の機能強化の機運が国内外で高まりつつあります。日本が提案し、採択されたもう一つの大会決議は「アジア地域の ICOM コミュニティへの融合」です。多様性によって特徴づけられる広大なアジア大陸の国と地方の多くは、多民族かつ複数の宗教によって構成される多言語社会です。それゆえ、アジアの文化的遺産は豊かで変化に富み、様々な環境や歴史を反映しています。組織的によく整備された博物館もあれば、そうでない博物館もあります。また新たな施設も数多く建設されています。それらに収蔵されたコレクションの管理・保存・整理・研究の進展度合いには顕著な隔たりがあります。よって、融合に向けての第一歩は、アジア地域の博物館のコレクションおよび世界各地のアジア美術コレクションのデータ情報を共通管理・運営できるような情報システム基盤の構築でしょう。そして、近い将来には AI 技術を導入したビッグデータの安全な管理運営システムとその活用のためのオープンサイエンスをめざすべきでしょう。

また、2011 年の東北地方太平洋沖地震と津波災害、および原発事故災害を経験した日本は、被災した文化財や資料の迅速な洗浄修復と保存管理の経験を活かして、自然災害から文化財を保護するための国際的なネットワーク構築のために中心となって活動すべきでしょう。

こうした国際的な使命を果たすとともに、とくに予算面で行き詰まっている多くの博物館に対して、運営改善策を講ずるためにも、近い将来に文化庁が文化省に拡充改編され、政策および予算の面で機能強化を図ることが望ましいと考えます。そして、社会教育施設である博物館の運営には、博物館と政府／地方行政と地域社会が協働して国民のための社会教育の振興に向けた計画の策定がおこなわれ、博物館や文化財に適正な価値評価が下せる仕組みを導入すべきでしょう。

(小佐野 重利 東京大学相談支援研究開発センター特任教授 東京大学フューチャーセンター推進機構特任研究員)

3-6 歴史資料・公文書の保全

(1) 日本史学の特徴

歴史資料・公文書の保全について考えようとするとき、まず、戦前の日本史学の特徴と明治政府の記録保存の考え方を理解しておくことが重要になります。明治政府による修史事業は、東京帝国大学史料編纂掛の『大日本史料』編纂による、古代の「六国史」を継承する正史編纂と、宮内省図書寮による「歴代天皇実録」編纂が中心にありました。そのための史料蒐集を行なわせ、できあがった国家と天皇の歴史を国民に教育するという考え方でしたから、国民が個人や家や地域の歴史を持ちアイデンティティを持つ必要はないという考え方です。1935(昭和 10)年頃からは戦争遂行に合わせた「皇国史観」(科学的に説明できない神話によって万世一系の天皇による国家統治の正当性を主張する)が東京帝国大学国史学科教授平泉澄らによって隆盛となり、これに反対する実証的な歴史学は弾圧や抑圧を受けました。日本史学は戦争を推進する役割を担わされた経験を持つことの自覚と、そのことに対する反省を忘れてはいけません。

1945年8月15日の敗戦後、陸・海軍と政府は証拠となる機密文書の湮滅命令を出し、5日間にわたり燃やし続けました。もともと政府の文書は国民には非公開でしたが、これは占領軍に対して戦争責任を回避しようとするものでした。役人には、証拠となる行政文書を、公明正大に説明責任を果たすために未来に残す、記録を保存するという倫理観は存在していなかったのです。

(2) 戦後の歴史資料保存運動

この姿勢とは対照的に、1949年、歴史研究者96名によって「史料館設置に関する請願」がなされました。従来の天皇と国家の「支配者の歴史」ではない庶民の歴史研究のために、散逸の危機にあった個人・家・地域のアイデンティティとなる歴史資料を保存するため、国と地方に史料館(アーカイブズ)を設立することを請願しました。吉田茂総理大臣は日本学術会議にこの請願に関する諮問を行い、学術会議は答申し、1951年文部省史料館(後に国文学研究資料館)が設立されました。さらに1959年日本学術会議は「公文書散逸防止について」の勧告を発し、世界各国には存在する国立公文書館の我が国にないことが、保管期限の過ぎた官公庁の公文書の散逸消滅の最も重要な原因となっているとして、公文書館の設立を切望しました。政府(省庁)の行政文書を対象に保存管理を要求する勧告で、1971年に国立公文書館が設立され、その後の日本のアーカイブズ制度の中核が形成されます。

(3) 世界のアーカイブズに学ぶ

歴史研究者と日本歴史学協会の運動や日本学術会議の勧告などによって、歴史資料保存の体制が一步步進められていったのですが、1986年頃を転機に、世界のアーカイブズ制度に積極的に学びはじめます⁹³。1986年、ICA(国際アーカイブズ評議会、ユネスコの機関)国際標準化担当委員のマイケル・ローパーを招聘します。ローパーは日本での施設見学などを経て勧告書を発信します。文書館に関する法律を成立させること、アーキビストの地位を公認すること、アーキビスト

⁹³ 高埜利彦「日本のアーカイブズ制度を回顧する」(『アーカイブズ学研究』27号2017.12)

養成課程(大学院)を設置すること、など 12 項目の勧告でした。翌年「公文書館法」が成立しました。これは「歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用」を国と地方公共団体に義務付けます。この法律は当時ユネスコ加盟 120 カ国で最も遅い法律成立でした。それほど日本のアーカイブズ制度は後れを取っていたのです。また、この頃から記録のライフサイクルに基づく公文書管理システムが、国・地方ともに共通認識となって運用され始めます。公文書は記録が作成され、現用段階から保存期間が経過して非現用になったものを、廃棄するかアーカイブズとして未来に向けて保存するか選別し、移管されたアーカイブズは保存・公開されるというシステムです。

(4) 現状と今後の課題——2030 年を見通して

おわりに今後の課題を述べておきます。アーキビストの養成と公認の課題は、いくつかの大学や機関などで取り組まれてきましたが、まだ多くの課題を残しています。日本アーカイブズ学会によって 2012 年に発足した登録アーキビスト制度は学会がアーキビストの専門性を認定するものですが、これに続いて国立公文書館が公的にアーキビストを認証するアーキビスト認証制度が 2020 年 4 月に発足します。これらのアーキビスト資格制度は将来政府が主導する国家資格制度に発展することが見込まれ、アーキビストの権能がより高まることになるでしょう。アーキビストを養成する大学院教育は首都圏と九州の大学院に止まっていますが、これを全国的に拡大し、可能性のある京都・名古屋・仙台・札幌・島根などの拠点となる大学を中心に、アーキビスト養成のための授業科目を開設し、国や地方公共団体の設置するアーカイブズの専門職員を輩出することが期待されます。

被災史料の保全も大きな課題になります。文化財と認定されていない歴史資料や役所に保管されている行政文書などが、これまで大震災、津波、洪水などによって被災してきたことは良く知られています。今後も大災害が発生することが予測されるなかで、史料救出のためのネットワークが各地でアーカイブズ・大学・市民グループらの手によって結成されてきました。全国のどこで発生するかわからない自然災害に対し、歴史資料救出のための組織化が一段と進んでいくと思われませんが、国・自治体からの財政支援も欠かせないものです。

2009 年に公布された「公文書管理法」によって、統一的な行政文書の管理ルールや歴史公文書等の保存及び利用のルールが規定されました。その第 1 条で「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定める・・・」と法律の目的を規定しています。この法の理念が公務員を始め広く社会に浸透するよう、絶えず進歩する世界の学問水準に匹敵する専門性の高いアーカイブズ学のみならず、初等・中等教育も含めた教育の場において、アーカイブズ学や歴史学の重要性を伝え、歴史資料・公文書の保全を実現していくことは学術が果たすべき大きな課題となります。

(高埜 利彦 学習院大学名誉教授)

【参考文献】

高埜利彦「日本学会議とアーカイブズ制度の進展」(『日本歴史学協会年報』35号 2020. 3)

3-7 スポーツ政策はどこに向かうべきか

(1) 戦後日本におけるスポーツ政策

戦後日本におけるスポーツ政策は、文部省を軸に、学校教育(学校体育)と社会教育(社会体育)の二つの分野において展開されてきました。学校体育においては、「新教育指針」の「体育の改善」の方針に基づいて、一定の「民主的」な運営がなされましたが、社会体育においては、Athletics for all の方向性は提示されつつも、基本的に戦前からの「一貫して国の立場からの行政」⁹⁴が継続してきたといわれています。1958年に設置された文部省体育局には、体育課、学校保健課、学校給食課とともに、運動競技課がおかれ、主に学校以外のスポーツ分野を担当することになりました。1964年の東京オリンピックを前に、運動競技課はスポーツ課に改められました。1988年には、同スポーツ課が競技スポーツ課と生涯スポーツ課に分かれることで、生涯スポーツ政策が本格的に動きはじめ、2000年の文部科学省設置にともない、体育局は生涯学習局青少年課を組み込む形で、スポーツ・青年局に再編され、2015年には、文部科学省の外局としてスポーツ庁が設置され、政策課、健康スポーツ課、競技スポーツ課、国際課、オリンピック・パラリンピック課の5課が設置されるに至りました。⁹⁵

一方、ヨーロッパ諸国においては、1960年代以後、Sport for all の動きが広がり、市民の権利としてのスポーツの視点や人間性の発展にとって重要な意義を持つ文化としてのスポーツという観点、さらにそれを支えるための公的支援の重要性などが広く共有されるようになりました。1975年には「人間性の発展」を目標に「Sports for all 憲章」が採択され、また1992年には、個人がスポーツに参加する権利を基本的な権利とする「新ヨーロッパ・スポーツ憲章」が制定されています。さらに、国連も「寛容と相互理解を育む」の視点を含む「開発と平和のためのスポーツ」(ミレニアム開発目標)、2015年には「スポーツと持続可能な開発」(SDGs)を提案するなど、人間社会におけるスポーツの意義は改めて強調されてきました。

日本社会においてもスポーツ政策の推進に向けて1961年には「スポーツ振興法」が制定されています。ただし、その後の動きは国際社会の対応と比べてやや鈍く、振興法に基づく「スポーツ振興基本計画」の策定は2000年まで待つ必要がありました。その後、2007年には『『スポーツ立国』ニッポン 国家戦略としてのトップスポーツ』が文科大臣の諮問機関「スポーツ振興に関する懇談会」から出され、2011年には「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利」と規定される「スポーツ基本法」が制定されています。

(2) スポーツ基本法の意義と課題

「スポーツ基本法」の制定によって、21世紀に入るまで国際的にみて不十分だった日本のスポーツ政策は、大きく転換したといえるでしょう。何よりもスポーツ政策における財政的基盤が確立され、また国のスポーツ基本計画や地域スポーツ推進計画の策定など「新たなスポーツ文化の確立」に向けて日本社会全体を見据えた生涯スポーツ、競技スポーツの本格的な発展に向けての基盤が

⁹⁴ 関春南『戦後日本のスポーツ政策』大修館書店、1997年、20頁。

⁹⁵ 時本識資・田畑享・内藤正和『はじめて学ぶスポーツ政策』、アイオーエム、2019年、33頁。

作られたといえます。また、基本法に基づいて 2017 年度に始まった第二次基本計画においては、「障害者スポーツ」の視座が組み入れられ、スポーツ市場の拡大による経済の活性化や、スポーツツーリズム振興など、経済政策、観光政策と連動した動きも始まっています。⁹⁶

他方で、スポーツ文化をめぐる国際基準からみたとき、日本のスポーツ政策には、いまださまざまな課題がみられます。「スポーツ立国」論のうちにかいま見られる、勝利至上主義的なトップアスリート養成に向けた政策推進はそのひとつの事例です。各種国際競技を通じた一種の「国威発揚」型のスポーツ政策の見直しとともに、トップアスリート養成以上に、誰でもどこでも身体を使って楽しめる生涯スポーツ重視の道を、高齢社会の深まりのなかにある日本社会は選択するべきでしょう。国際競技の誘致や競技施設をはじめとするスポーツ・インフラの建設や整備にともなう決定過程や運営における透明性の確保も、今後の日本におけるスポーツ政策にとって重要課題です。狭い政治的目的や経済的利害に左右されることなく、公正にスポーツ競技を運営することは、広範な人々のスポーツ参加・参画にはきわめて重要な問題です。また、国際的なスポーツ文化における人権の問題への目配りも、いまだ十分ではないように思われます。パラリンピックを契機にした障害者スポーツの振興は大きな意味をもっているが、障害があるトップアスリート養成から、心身に障害をもつすべての人に開かれたスポーツ文化の推進の動きは、いまだ十分ではありません。また、ジェンダーやエスニシティ、SOGI の多様性への配慮や、スポーツにおける暴力・ハラスメントへの対応も、日本社会においてはきわめて不十分なものしかありません。

(3) 生涯スポーツと競技スポーツ～スポーツ・フォア・オールに向けて

日本社会におけるスポーツ文化の成熟とスポーツ・フォア・オールに向けて、日本社会は、今後、スポーツ政策のさらなる充実を目指す必要があります。あらゆる人の生涯にわたるスポーツ文化の享受にむけた、開かれたスポーツ施設の充実、スポーツ指導員の養成が必要なのです。そのためにも、スポーツ関連予算の充実が求められます。GDP 比でみるスポーツ関連政府予算比較において、日本を1とすれば、フランスと韓国は約 3 倍、イギリスとは 24.6 倍の差があるといわれます。⁹⁷また、地方におけるスポーツ振興予算も、1995 年を頂点に減少傾向が続いています。

さらに、学校体育におけるスポーツ教育を、競技スポーツ中心のものから、生涯スポーツを見据えた方向へと転換することも検討する必要があるでしょう。競技スポーツを軸にした体育教育から身体を使った楽しみ方を身につける教育への転換は、性別・障害のあるなし・年齢などにかかわらず、スポーツをすべての人が生涯にわたって享受するための基盤となるはずです。

また、学校における競技スポーツ関連の部活とその指導についても、根本的な見直しが必要でしょう。児童・生徒の競技スポーツ活動を、学校から地域へと転換することで、部活に費やされる教員の負担を減らすとともに、地域に根差したスポーツ文化の発展を図る必要があります。児童・生徒の競技スポーツ活動を支えるための施設の拡充と指導者養成に向けた財政的支援もまた、不可欠でしょう。

⁹⁶ 時本他、前掲書、105 頁。

⁹⁷ WIP ジャパン株式会社「スポーツ庁のあり方に関する調査研究」、2013 年による。

競技スポーツを支えるための様々な政策の推進とともに、誰でもいつでも性別・年齢や障害のあるなしにかかわらず楽しめる生涯スポーツを視野に入れたスポーツ政策の本格的な登場が望まれます。

(伊藤 公雄 京都産業大学現代社会学部客員教授(ダイバーシティ推進室長兼任))

(4) スポーツに関わる EBPM

スポーツは多様な人々が享受する文化であることから、社会のグローバル化と持続可能性の追求が進む中で、スポーツの価値に対する認識も変化しています。従来、スポーツには教育・健康・生活の質向上などの価値があるとされてきました。これら既存の価値に加え、スポーツには、持続可能な社会に向けた社会的課題を解決したり、社会的に排除されている人々の状況を変化させるツールとしての可能性が認められるようになっていきます。

このようなスポーツの可能性は「スポーツの社会的価値」と称され、この価値を活かす国際規模での取り組みがみられます。たとえば、現在、日本政府が推進する事業のひとつに“Sport for Tomorrow”⁹⁸があります。これは、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催を契機に実施されているスポーツを通じた国際貢献事業です。事業の対象は開発途上国を中心にしています。日本国内においても、経済格差の拡がりや子どもたちが多様な社会状況に置かれていることによる社会的な課題は生じています。上述の実践は、国内の社会的課題を解消するための国内スポーツ政策に応用できると考えられます。

スポーツの価値を利用し「誰のどのような社会的状況に働きかけるのか」を検討するための科学的エビデンスに関しても、学術的な可能性が広がっています。これまで、スポーツ関連分野の研究者、関係省庁からの委託調査研究の他、スポーツ組織等においても、個別にエビデンスは蓄積されてきました。しかし、社会的課題解決のツールとしてスポーツを捉える場合には、これら個別のエビデンスや非スポーツ領域のエビデンスを相互に接続する必要が生じます。

スポーツ先進国とされる国々や国際スポーツ組織での取り組み⁹⁹も参考に、幅広い学術分野の連携が欠かせません。また、連携促進を通じ、データの収集と分析だけでなく、必要な体制の整備が進むことも期待されます。たとえば、スポーツ政策に関わる様々なエビデンスを集約する拠点の設置は、効果的な方策の一つになるかもしれません。

eスポーツなどの新しいスポーツも登場し、スポーツの楽しみ方とその価値は、早いスピードで変化しています。社会とスポーツの変化のいずれにも対応し、政策課題に応じて必要なエビデンスを柔軟に定義し、分析の指標をつくり、効率的に政策の見直しを図るためのモニタリングを実施することが求められています。

⁹⁸ <https://www.facebook.com/sport4tomorrow/> (2020年3月20日接続確認)

⁹⁹ Sport England による政策モニタリング“Review of evidence on the outcomes of sport and physical activity”、オーストラリアにおける政府への提言文書“Report of the Review of Australia’s Sports Integrity Arrangements”、国際オリンピック委員会による“IOC Gender Equality Report”等

スポーツは、パフォーマンスや健康に関する目標に対し、近未来的な志向性の強い領域です。そのようなスポーツを文化として定着させるためには、刻々と変化するスポーツの価値を過去のスポーツの文化資料等によって可視化し、多様な人々が共有することを通じ、未来を展望する契機を産み出すことも期待されます。

(來田 享子 中京大学スポーツ科学部教授)

